

公立大学法人青森公立大学職員初任給、昇格、昇給等の基準に関する細則

平成 21 年 4 月 1 日

規程第 69 号

改正 平成 27 年 3 月規程第 7 号

改正 令和 5 年 3 月規程第 3 号

目次

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 級別職務分類（第 3 条）

第 3 章 級別資格基準（第 4 条—第 8 条）

第 4 章 新たに職員となった者の職務の級及び号給（第 9 条—第 17 条）

第 5 章 昇格及び降格（第 18 条—第 22 条）

第 6 章 初任給基準又は給料表の適用を異にする異動（第 23 条—第 26 条）

第 7 章 昇給（第 27 条—第 32 条）

第 8 章 特別の場合における号給の決定（第 33 条—第 35 条）

附則

第 1 章 総則

（総則）

第 1 条 公立大学法人青森公立大学職員給与規程（平成 21 年規程第 67 号。以下「給与規程」という。）第 4 条第 2 項の規定による職員の級についての標準的な職務の内容、給与規程第 5 条の規定により職員の職務の級及び号給を決定する場合の基準等については、別に定める場合を除き、この細則の定めるところによる。

（定義）

第 2 条 この細則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 給与規程第 4 条第 1 項の給料表（以下「給料表」という。）のうちいずれかの給料表の適用を受ける者をいう。
- (2) 昇格 職員の職務の級を同一の給料表の上位の職務の級に変更することをいう。
- (3) 降格 職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。
- (4) 経験年数 職員が職員として同種の職務に在職した年数（第 6 条の規定によりその年数に換算された年数を含む。）をいう。
- (5) 必要経験年数 職員の職務の級を決定する場合に必要な経験年数をいう。
- (6) 在級年数 職員が同一の職務の級に引き続き在職した年数をいう。
- (7) 必要在級年数 職員の職務の級を決定する場合に必要な 1 級下位の職務の級における在級年数をいう。

第2章 級別職務分類

(級別職務分類)

第3条 給与規程第4条第2項に規定する職務の級の分類は、別表第1に定める級別職務分類表に定めるとおりとする。

第3章 級別資格基準

(級別資格基準表)

第4条 職員の職務の級を決定する場合に必要な資格は、この細則において別に定める場合を除き、別表第2に定める級別資格基準表（以下「級別資格基準表」という。）に定めるとおりとする。

(級別資格基準表の適用方法)

第5条 級別資格基準表は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、職種欄の区分又は試験欄の区分及び学歴免許等欄の区分に応じて適用する。この場合において、それぞれの区分に対応する同表の職務の級欄に定める上段の数字は当該職務の級に決定するための必要在級年数を、下段の数字は当該職務の級に決定するための必要経験年数を示す。

2 級別資格基準表の試験欄の正規の試験の区分は次に掲げる職員に適用し、同欄のその他の区分はその他の職員に適用する。ただし、同表に別段の定めがある場合は、その定めるところによる。

(1) 正規の試験の結果に基づいて職員となった者

(2) 職務の複雑、困難及び責任の度が正規の試験の行われる職と同等と認められる職に任用された職員で、前号に掲げる職員に準じて取り扱うことについてあらかじめ理事長が認めたもの

3 級別資格基準表の学歴免許等欄の区分は、職員の有する最も新しい学歴免許等の資格に応じて適用するものとし、当該学歴免許等欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格については、同表において別に定める場合を除き、別表第3に定める学歴免許等資格区分表（以下「学歴免許等資格区分表」という。）に定めるところによる。ただし、職員の有する最も新しい学歴免許等の資格以外の資格によることがその者に有利である場合には、その資格に応じた区分によることができる。

4 前項の場合において、その者に適用される級別資格基準表の職種欄の区分又は試験欄の区分に対応する学歴免許等欄の最も低い学歴免許等の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する職員に対する同表の学歴免許等欄の適用については、その最も低い学歴免許等の区分による。

(経験年数の起算及び換算)

第6条 級別資格基準表を適用する場合における職員の経験年数は、同表の学歴免許等欄の区分の適用に当たって用いるその者の学歴免許等の資格を取得したとき以後の経験年数による。

- 2 級別資格基準表の学歴免許等欄の区分の適用に当たって用いる学歴免許等の資格を取得した時以後の職員の経歴のうち、職員として同種の職務に在職した年数以外の年数については、別表第4に定める経験年数換算表に定めるところにより職員として同種の職務に在職した年数に換算することができる。

(経験年数の調整)

第7条 職員に適用される級別資格基準表の学歴免許等欄の区分に対して別表第5に定める修学年数調整表（以下「修学年数調整表」という。）に加える年数又は減ずる年数が定められている学歴免許等の資格を有する者については、前条の規定によるその者の経験年数にその年数を加減した年数をもって、その者の経験年数とする。

(特定の職員の在級年数の取扱い)

第8条 次の各号に掲げる職員に級別資格基準表を適用する場合における在級年数については、当該各号に定める期間をその職務の級の在級年数として取り扱うことができる。

- (1) 第15条又は第16条の規定の適用を受けた職員 法人内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ理事長が定める期間
- (2) 第23条第1項又は第25条第1項に規定する異動をした職員 法人内の他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮してあらかじめ理事長が定める期間

第4章 新たに職員となった者の職務の級及び号給

(新たに職員となった者の職務の級)

第9条 新たに職員となった者の職務の級は、その職務に応じ、かつ、次に定めるところにより決定するものとする。

- (1) 次に掲げる職務の級にあつては、あらかじめ理事長が認めたものであること。
 - イ 事務職員給料表の職務の級9級、8級、7級及び6級
 - ロ 教員職員給料表の職務の級3級
- (2) 前号に掲げる職務の級以外の職務の級にあつては、その職務の級について級別資格基準表に定める資格を有していること。

- 2 第15条各号のいずれかに掲げる者から職員となった者又は第16条に規定する職に採用された者に前項第2号の規定を適用する場合において、法人内の他の職員との均衡上必要があると認められ、かつ、あらかじめ理事長が認めたときは、級別資格基準表に定める必要経験年数に100分の80以上100分の100未満の割合を乗じて得た年数をもって、同表の必要経験年数とすることができる。

(新たに職員となった者の号給)

第10条 新たに職員となった者の号給は、前条の規定により決定された職務の級の号給が別表第6に定める初任給基準表（以下「初任給基準表」という。）に定められているときは当該号給とし、当該職務の級の号給が同表に定められていないときは同表

に定める号給を基礎としてその者の属する職務の級に昇格し、又は降格したものとした場合に第21条第1項又は第22条第1項の規定により得られる号給とする。ただし、その者に適用される同表のこれらの欄の区分に対応する学歴免許等欄の最も低い学歴免許等の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する者又は教員職員給料表の適用を受ける者の号給は、その者の属する職務の級の最低の号給とする。

- 2 職務の級の最低限度の資格を超える学歴免許等の資格又は経験年数を有する職員の号給については、前項の規定にかかわらず、第12条から第17条までに定めるところにより、初任給基準表に定める号給を調整し、又はその者の号給を前項の規定による号給より上位の号給とすることができる。

(初任給基準表の適用方法)

第11条 初任給基準表は、試験欄の区分及び学歴免許等欄の区分に応じて適用する。

- 2 初任給基準表の試験欄の区分の適用については、第5条第2項の規定によるものとし、同表の学歴免許等欄の区分の適用については、同表において別に定める場合を除き、学歴免許等資格区分表に定める区分によるものとする。

(学歴免許等の資格による号給の調整)

第12条 新たに職員となった者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対して修学年数調整表に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者で当該学歴免許等の資格を取得するに際しその者の職務に直接有用な知識又は技術を修得したと認めるものに対する初任給基準表の適用については、その者に適用される同表の初任給欄に定める号給の号数にその加える年数（1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）の数に4を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給をもって、同欄の号給とすることができる。

(経験年数を有する者の号給)

第13条 新たに職員となった次の各号に掲げる者（職務の級を第9条第1項第1号に掲げる職務の級に決定された者を除く。）のうち当該各号に定める経験年数を有する者の号給は、第10条第1項の規定による号給（前条の規定の適用を受けるものにあつては、同条の規定による号給。以下この項において「基準号給」という。）の号数に、当該経験年数の月数を12月（その者の経験年数のうち5年を超える経験年数（第3号に掲げる者で必要経験年数が5年以上の年数とされている職務の級に決定されたものにあつては当該各号に定める経験年数とし、職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて理事長の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち法人内の他の職員との権衡を考慮して理事長が相当と認める年数を除く。）の月数にあつては、18月）で除した数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に4を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給（理事長の定める者にあつては、当該号給の号数に3を超えない範囲内で理事長の定める数を加えて得た数を

号数とする号給) とすることができる。

- (1) 第5条第2項第2号に掲げる者 その者の職務に有用な免許その他の資格（前条の規定の適用を受ける者にあつては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格）を取得した時以後の経験年数
 - (2) 前号及び次号に該当する者以外の者 初任給基準表の適用に際して用いられるその者の学歴免許等の資格（前条の規定の適用を受ける者にあつては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格）を取得した時以後の経験年数
 - (3) 第1号に該当する者以外の者で基準号給が職務の級の最低の号給（初任給基準表に掲げられている場合の最低の号給を除く。）である者 級別資格基準表に定めるその職務の級についての必要経験年数を超える経験年数
- 2 新たに職員となった者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対して修学年数調整表に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者で前条の規定の適用を受けないものに対する前項の規定の適用については、同条の規定の適用を受けるものとした場合のその適用に際して用いられる学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数の年数と同条の規定による加える年数を合算した年数をもって、前項各号に定める経験年数とする。
- 3 第1項の規定を適用する場合における職員の経験年数の取扱いについては、前2項に定めるもののほか、第6条及び第7条の規定を準用する。

（下位の区分を適用するほうが有利な場合の号給）

第14条 前2条の規定による号給が、その者に適用される初任給基準表の試験欄の区分より下位の同欄の区分（「その他」の区分を含む。）を用い、又はその者の有する学歴免許等の資格のうちの下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号給に達しない職員については、当該下位の区分を用い、又は当該下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号給をもって、その者の号給とすることができる。

（人事交流等により異動した場合の号給）

第15条 次に掲げる者から人事交流等により引き続いて職員となった者の号給について、前2条の規定による場合には著しく法人内の他の職員との均衡を失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、あらかじめ理事長の認めるところによりその者の号給を決定することができる。

- (1) 国家公務員
- (2) 地方公務員
- (3) 公共企業体に勤務する者
- (4) 職制若しくは定員の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じたことにより退職して1年を経過しない者
- (5) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特

定独立行政法人以外の独立行政法人の職員

(6) 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人の職員

(7) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人の職員

(8) 理事長が前各号に掲げる者に準ずると認める者

（特殊の職に採用する場合の号給）

第16条 特殊の技術、経験等を必要とする職に職員を採用しようとする場合において、号給の決定について第13条又は第14条の規定による場合にはその採用が著しく困難になると認められるときは、これらの規定にかかわらず、部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ理事長が定める基準に従い、その者の号給を決定することができる。

（特定の職員についての号給）

第17条 新たに職員となった者のうち、その職務の級を第9条第1項第1号に掲げる職務の級に決定された者について法人内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、あらかじめ理事長の認めるところにより、第13条から前条までの規定に準じてその者の号給を決定することができる。

第5章 昇格及び降格

（昇格）

第18条 職員を昇格させる場合には、その職務に応じ、かつ、次に定めるところにより、その者の属する職務の級を1級上位の職務の級に決定するものとする。

(1) 第9条第1項第1号に掲げる職務の級への昇格については、あらかじめ理事長が認めたものであること。

(2) 前号に規定する職務の級以外の職務の級への昇格については、その職務の級について級別資格基準表に定める必要経験年数又は必要在級年数を有していること。

2 勤務成績が特に良好である職員に対する前項第2号の規定の適用については、級別資格基準表に定める必要経験年数又は必要在級年数に100分の80以上100分の100未満の割合を乗じて得た年数をもって、それぞれ同表の必要経験年数又は必要在級年数とすることができる。

3 第1項の規定による昇格は、現に属する職務の級に1年以上在級していない職員については行うことができない。ただし、職務の特殊性等によりその在級する年数が1年に満たない者を特に昇格させる必要がある場合であらかじめ理事長が認めたときは、この限りでない。

（上位資格の取得等による昇格）

第19条 職員が級別資格基準表の学歴免許等欄の区分を異にする学歴免許等の資格を取得し、又は同表に異なる資格基準の定めのある職種欄の区分の適用を受けることと

なった等の結果、上位の職務の級に決定される資格を有するに至った場合には、前条の規定にかかわらず、その資格に応じた職務の級に昇格させることができる。

(特別の場合の昇格)

第20条 職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障害の状態となった場合は、第18条の規定にかかわらず、あらかじめ理事長の認めるところにより昇格させることができる。

(昇格の場合の号給)

第21条 職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第7に定める昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定める号給とする。

2 前2条の規定により職員を昇格させた場合で当該昇格が2級以上上位の職務の級への昇格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級上位の職務の級への昇格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

3 第19条の規定により職員を昇格させた場合において、前2項の規定によるその者の号給が新たに職員となったものとした場合に初任給として受けるべき号給に達しないときは、前2項の規定にかかわらず、その者の号給を当該初任給として受けるべき号給とすることができる。

4 降格した職員を当該降格後最初に昇格させた場合におけるその者の号給は、前3項の規定にかかわらず、理事長の定める号給とする。

(降格の場合の号給)

第22条 職員を降格させた場合におけるその者の号給は、降格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給(同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給)とする。

2 職員を降格させた場合で当該降格が2級以上下位の職務の級への降格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級下位の職務の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

3 前2項の規定により職員の号給を決定することが著しく不適当であると認められる場合には、これらの規定にかかわらず、あらかじめ理事長の認めるところにより、その者の号給を決定することができる。

第6章 初任給基準又は給料表の適用を異にする異動

(初任給基準を異にする異動の場合の職務の級)

第23条 職員の給料表の適用を異にすることなく初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務に異動させる場合には、その異動後の職務に応じ、かつ、第9条第1項第1号に掲げる職務の級にあつてはあらかじめ理事長の認めるところにより、その他の職務の級にあつては級別資格基準表に定める資格基準に従い、それぞれ昇格させ、降格させ、又は引き続き従前の職務の級にとどまらせるものとする。

2 勤務成績が特に良好である職員に対する前項の規定の適用については、級別資格基

準表に定める必要経験年数又は必要在級年数に100分の80以上100分の100未満の割合を乗じて得た年数をもって、それぞれ同表の必要経験年数又は必要在級年数とすることができる。

(初任給基準を異にする異動をした職員の号給)

第24条 前条第1項に規定する異動をした職員の当該異動後の号給は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める号給とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる者以外の者 職員となったとき(免許等を必要とする職務に異動した者にあつては、その免許等を取得したとき。)から異動後の職務と同種の職務に引き続き在職したものとみなしてそのときの初任給を基礎とし、かつ、法人内の他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮して昇格、昇給等の規定を適用した場合に異動の日に受けることとなる号給

(2) 職員となる時にその初任給の決定について第15条又は第16条の規定の適用を受けた者及び理事長の定める者(次号に掲げる者を除く。)あらかじめ理事長が定める基準に従い、前号の規定に準じて昇格、昇給等の規定を適用した場合に異動の日に受けることとなる号給

(3) 理事長の定める異動に該当する異動をした者 異動の日の前日における号給を理事長の定めるところにより調整した場合に得られる号給

2 前項の規定によるその者の号給が新たに職員となったものとした場合に初任給として受けるべき号給に達しないときは、同項の規定にかかわらず、当該初任給として受けるべき号給をもって、その者の異動後の号給とすることができる。

3 第21条及び第22条の規定は、前条第1項に規定する異動をしたことにより昇格し、又は降格した職員の号給については適用しない。

(給料表の適用を異にする異動の場合の職務の級)

第25条 職員を給料表の適用を異にして他の職務に異動させる場合におけるその者の職務の級は、その異動後の職務に応じ、かつ、第9条第1項第1号に掲げる職務の級にあつてはあらかじめ理事長の定めるところにより、その他の職務の級にあつては級別資格基準表に定める資格基準に従い決定するものとする。

2 第23条第2項の規定は、前項の規定により職員の職務の級を決定する場合に準用する。

(給料表の適用を異にする異動をした職員の号給)

第26条 第24条第1項の規定(第3号の規定を除く。)及び同条第2項の規定は、前条第1項に規定する異動をした職員の異動後の号給について準用する。この場合において、第24条第1項第1号中「次号及び第3号」とあるのは「次号」と、同項第2号中「理事長の定める者(次号に掲げる者を除く。)」とあるのは「理事長の定める者」と読み替えるものとする。

第7章 昇給

(勤務成績の証明)

第27条 給与規程第5条第3項の規定による昇給（第30条又は第31条に定めるところにより行うものを除く。次条において同じ。）は、当該職員の勤務成績について、その者の職務について監督する地位にある者の証明を得て行わなければならない。

(昇給の号給数)

第28条 給与規程第5条第3項の規定による昇給をさせる場合の昇給の号給数の基準については、当分の間、理事長が定める。

(昇給号給数の抑制に係る年齢)

第29条 給与規程第5条第5項の規定の適用については、同項に規定する年齢に達した日以後における最初の3月31日に当該年齢に達したものとする。

(研修、表彰等による昇給)

第30条 勤務成績が良好である職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、理事長の定めるところにより、当該各号に定める日に、給与規程第5条第3項の規定による昇給をさせることができる。

- (1) 研修に参加し、その成績が特に良好な場合 成績が認定された日から同日の属する年度の翌年度の昇給日までの日
 - (2) 業務成績の向上、能率増進、発明考案等により職務上特に功績があったことにより、又は辺地若しくは特殊の施設において極めて困難な勤務条件の下で職務に献身精励し、業務のため顕著な功労があったことにより表彰又は顕彰を受けた場合 表彰又は顕彰を受けた日から同日の属する年度の翌年度の昇給日までの日
 - (3) 職制若しくは定員の改廃又は過員を生じたことにより退職する場合 退職の日
- (特別の場合の昇給)

第31条 勤務成績が良好である職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障害の状態となった場合その他特に必要があると認められる場合には、あらかじめ理事長の定めるところにより、理事長の定める日に、給与規程第5条第3項の規定による昇給をさせることができる。

(最高号給を受ける職員についての適用除外)

第32条 この章の規定は、職務の級の最高の号給を受ける職員には、適用しない。

第8章 特別の場合における号給の決定

(上位資格の取得等の場合の号給の決定)

第33条 職員が新たに職員となったものとした場合に現に受ける号給より上位の号給を初任給として受けるべき資格を取得した場合（第21条第3項又は第24条第2項（第26条において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける場合を除く。）又は理事長が定めるこれに準ずる場合に該当するときは、その者の号給を理事長の定めるところにより上位の号給に決定することができる。

(復職時等における号給の調整)

第34条 休職し、若しくは労働組合法（昭和24年法律第174号）の規定に基づく労働組合の業務に専従する職員が復職し、又は休暇のため引き続き勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合において、法人内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、休職期間、専従許可の有効期間又は休暇の期間（以下「休職等の期間」という。）を別表第8に定める休職期間等換算表に定める基準により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、若しくは再び勤務するに至った日（以下「復職等の日」という。）及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に理事長の定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

（給料の訂正）

第35条 職員の給料の決定に誤りがあり、これを訂正しようとする場合において、あらかじめ理事長が認めたときは、その訂正を将来に向かって行うことができる。

附 則

（施行期日）

1 この細則は、平成21年4月1日から施行する。

（理事長が定める基準等についての暫定措置）

2 この細則の規定において理事長が定めることとされている基準又は級別資格基準表において別に定めることとされている基準が定められるまでの間におけるこれらの規定による給料月額又は職務の級の決定は、あらかじめ個別に理事長の定めるところにより行うものとする。

（この細則により難い場合の措置）

3 特別の事情によりこの細則の規定によることができない場合又はこの細則の規定によることが著しく不相当であると認められる場合には、別に理事長の定めるところにより、別段の取扱いをすることができる。

（経過措置）

4 職員について、この細則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに青森地域広域事務組合に青森市の規則を準用する規則（平成3年青森地域広域事務組合規則第5号）又は同規則において準用する青森市職員初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成17年青森市規則第39号）の規定によりなされた承認、決定その他の行為（以下「承認等」という。）で、その効果の期間が施行日以後に及ぶものについては、施行日以後の当該期間において引き続きその効力を継続させるものとする。この場合において、当該承認等は、この細則の相当規定に基づいてなされたものとみなす。

附 則（平成27年規程第7号）

（施行期日）

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（令和5年規程第3号）

（施行期日）

- 1 この細則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この細則の施行の日以後に新たに職員となる者のうち、改正後の公立大学法人青森公立大学職員初任給、昇格、昇給等の基準に関する細則（以下「改正後の細則」という。）第12条から第14条までの規定を受けることとなるものの初任給については、改正後の細則第12条から第14条までの規定にかかわらず、別に定めるところにより、その者の号給を決定するものとする。

別表第 1（第 3 条関係）

級 別 職 務 分 類 表

イ 事務職員給料表級別職務分類表

職務の級	職務の名称
1 級	主事等の職務
2 級	高度の知識又は経験を必要とする主事等の職務
3 級	主査等の職務
4 級	主幹等の職務
5 級	高度の知識又は経験を必要とする主幹等の職務
6 級	事務長及び副参事等の職務
7 級	事務局長、事務局次長及び参事の職務
8 級	高度の知識又は経験を有する事務局長の職務
9 級	相当高度の知識又は経験を有する事務局長の職務

ロ 教員職員給料表級別職務分類表

職務の級	職務の名称
1 級	大学の講師の職務
2 級	大学の准教授の職務
3 級	大学の教授の職務

別表第 2（第 4 条関係）

イ 事務職員給料表級別資格基準表

試験		学歴免許等	職務の級					
			1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
正 規 の 試 験	上級	大学卒		3	4	4	2	別に定める。
			0	3	7	11	13	
	初級	高校卒		8	4	4	2	別に定める。
			0	8	12	16	18	
その他		中学卒		9	4	4	2	別に定める。
			3	12	16	20	22	

ロ 教員職員給料表級別資格基準表

職種	学歴免許等	職務の級		
		1 級	2 級	3 級
教授	大学卒		3	別に定める
		0	9	
	短大卒		3	
		0	12	
准教授	大学卒		3	—
		0	9	
	短大卒		3	
		0	12	
講師	大学卒		—	—
		0		
	短大卒			
		0		

別表第 3（第 5 条関係）

学歴免許等資格区分表

学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基準学歴区分	学歴区分	
1 大学卒	一 博士課程 修了	(1) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)による大学院博士課程の修了 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	二 修士課程 修了	(1) 学校教育法による大学院修士課程の修了 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	三 大学 6 卒	(1) 学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科(同法第 85 条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。)又は獣医学科(修学年限 6 年のものに限る。)の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	四 大学専攻 科卒	(1) 学校教育法による 4 年制の大学の専攻科の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	五 大学 4 卒	(1) 学校教育法による 4 年制の大学の卒業 (2) 気象大学校大学部(修業年限 4 年のものに限る。)の卒業 (3) 海上保安大学本科の卒業 (4) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
2 短大卒	一 短大 3 卒	(1) 学校教育法による 3 年制の短期大学の卒業 (2) 学校教育法による 2 年制の短期大学の専攻科の卒業 (3) 学校教育法による高等専門学校の専攻科の卒業 (4) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	二 短大 2 卒	(1) 学校教育法による 2 年制の短期大学の卒業 (2) 学校教育法による高等専門学校の卒業 (3) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科(2 年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限 2 年以上のものに限る。)の卒業 (4) 航空保安大学校本科の卒業 (5) 海上保安学校本科の修業年限 2 年の課程の卒業 (6) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格

	三 短大 1 卒	(1)海上保安学校本科の修業年限 1 年の課程の卒業 (2)上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
3 高校卒	一 高校専攻 科卒	(1)学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別 支援学校の専攻科の卒業 (2)上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	二 高校 3 卒	(1)学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別 支援学校(同法第 76 条第 2 項に規定する高等部に限 る。)の卒業 (2)上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	三 高校 2 卒	(1)保健師助産師看護師法(昭和 23 年法律第 203 号)によ る准看護師学校又は准看護師養成所の卒業 (2)上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
4 中学卒	中学卒	(1)学校教育法による中学校若しくは特別支援学校の中 学部卒業又は中等教育学校の前期課程の修了 (2)上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格

備考

この表の「特別支援学校」には学校教育法等の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 80 号)による改正前の学校教育法による盲学校、聾学校及び養護学校を含むものとする。

別表第 4（第 6 条関係）

経験年数換算表

経歴		換算率
国家公務員、地方公務員又は公共 企業体、政府関係機関若しくは外 国政府の職員としての在職期間	職員の職務とその種類が類似 する職務に従事した期間	100／100 以下
	その他の期間	80／100 以下(部内 の他の職員との均 衡を著しく失する 場合は 100／100 以 下)
民間における企業体、団体等の職 員としての在職期間	職員としての職務にその経験 が直接役立つと認められる職 務に従事した期間	100／100 以下
	その他の期間	80／100 以下
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間(正規の修学年 数内の期間に限る。)		100／100 以下
その他の期間	教育、医療に関する職務等特殊 の知識技術又は経験を必要と する職務に従事した期間で、そ の職務についての経験が職員 としての職務に直接役立つと 認められるもの	100／100 以下
	技能、労務等の職務に従事した 期間で、その職務についての経 験が職員としての職務に役立 つと認められるもの	50／100 以下(部内 の他の職員との均 衡を著しく失する 場合は、80／100 以 下)
	その他の期間	25／100 以下(部内 の他の職員との均 衡を著しく失する 場合は、50／100 以 下)

備考

- 1 経歴欄の左欄の「その他の期間」の区分中「技能、労務等の職務に従事した期間
で、その職務についての経験が職員としての職務に役立つと認められるもの」の区

分の適用を受ける期間のうち、技能、労務等の職務についての経験が職員としての職務に直接役立つと認められる期間に対するこの表の適用については、同区分に対応する換算率欄の率を 80/100 以下(法人内の他の職員との均衡を著しく失する場合は 100/100 以下)とする。

- 2 経験欄の左欄の「その他の期間」の区分中「その他の期間」の区分の適用を受ける期間のうち、職員としての職務に役立つと認められる期間で理事長が定めるものに対するこの表の適用については、同区分に対応する換算率欄の率を理事長が別に定める。

別表第 5（第 7 条関係）

修学年数調整表

学歴区分	修学年数	基準学歴区分			
		大学卒 (16 年)	短大卒 (14 年)	高校卒 (12 年)	中学卒 (16 年)
博士課程修了	21 年	+5 年	+7 年	+9 年	+12 年
修士課程修了	18 年	+2 年	+4 年	+6 年	+9 年
新大 6 卒	18 年	+2 年	+4 年	+6 年	+9 年
大学専攻科卒	17 年	+1 年	+3 年	+5 年	+8 年
新大 4 卒	16 年		+2 年	+4 年	+7 年
短大 3 卒	15 年	－1 年	+1 年	+3 年	+6 年
短大 2 卒	14 年	－2 年		+2 年	+5 年
短大 1 卒	13 年	－3 年	－1 年	+1 年	+4 年
高校専攻科卒	13 年	－3 年	－1 年	+1 年	+4 年
高校 3 卒	12 年	－4 年	－2 年		+3 年
高校 2 卒	11 年	－5 年	－3 年	－1 年	+2 年
新中卒	9 年	－7 年	－5 年	－3 年	

備考

- 1 学歴区分欄及び基準学歴区分欄の学歴免許等の区分については、それぞれ学歴免許等資格区分表に定めるところによる。
- 2 この表に定める年数(修学年数欄の年数を除く。)は、学歴区分欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格についての基準学歴区分欄の学歴免許等の区分に対する加える年数又は減ずる年数(以下「調整年数」という。)を示す。この場合において「+」の年数は加える年数を、「－」の年数は減ずる年数を示す。
- 3 級別資格基準表又は初任給基準表の学歴免許等欄にこの表の学歴区分欄の学歴免許等の区分と同じ区分(その区分に属する学歴免許等の資格を含む。)が掲げられている場合におけるこの表の適用については、当該区分に対応する修学年数欄の年数をその者の有する学歴免許等の資格の属する区分に対応する同欄の年数から減じた年数をもって、その者の有する学歴免許等の資格についての当該級別資格基準表又は初任給基準表の学歴免許等欄の区分に対する調整年数とする。この場合において、その年数が正となるときはその年数を加える年数とし、その年数が負となるときはその年数は減ずる年数とする。
- 4 学校教育法による大学院博士課程のうち医学又は歯学に関する課程を修了した者に対するこの表の適用については、学歴区分欄の「博士課程修了」の区分に対応する修学年数欄の年数及び調整年数にそれぞれ 1 年を加えた年数をもって、この表の

修学年数欄の年数及び調整年数とする。

- 5 その者の有する学歴免許等の資格に係る修学年数及び調整年数について理事長が別段の定めをした職員については、理事長が定める修学年数及び調整年数をもって、この表の修学年数及び調整年数とする。

別表第 6 （第 1 0 条関係）

初任給基準表

事務職員給料表初任給基準表

試験		学歴免許等	初任給
正規の試験	上級	大学卒	1 級 29 号給
	初級	高校卒	1 級 9 号給
その他		高校卒	1 級 5 号給

別表第7 昇格時号給対応表（第21条関係）

イ 事務職員給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給							
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	2	1	1	1
11	1	1	1	3	3	1	1	1
12	1	1	1	4	4	1	1	1
13	1	1	1	5	5	1	1	1
14	1	1	1	6	6	2	2	1
15	1	1	1	7	7	3	3	1
16	1	1	1	8	8	4	4	1
17	1	1	1	9	9	5	5	1
18	1	2	2	10	10	6	6	2
19	1	3	3	11	11	7	7	3
20	1	4	4	12	12	8	8	4
21	1	5	5	13	13	9	9	5
22	1	6	6	14	14	10	10	6
23	1	7	7	15	15	11	11	7
24	1	8	8	16	16	12	12	8
25	1	9	9	17	17	13	13	9
26	1	10	10	18	18	14	14	10
27	1	11	11	19	19	15	15	11
28	1	12	12	20	20	16	16	12
29	1	13	13	21	21	17	17	13

30	1	14	14	22	22	18	18	13
31	1	15	15	23	23	19	19	13
32	1	16	16	24	24	20	20	13
33	1	17	17	25	25	21	21	13
34	2	18	18	26	26	21	22	14
35	3	19	19	27	27	22	23	14
36	4	20	20	28	28	22	24	14
37	5	21	21	29	29	23	25	14
38	6	22	22	30	30	23	25	14
39	7	23	23	31	31	24	26	15
40	8	24	24	32	32	24	26	15
41	9	25	25	33	33	25	27	15
42	10	26	26	34	34	25	27	15
43	11	27	27	35	35	26	28	15
44	12	28	28	36	36	26	28	16
45	13	29	29	37	37	27	28	16
46	14	30	30	38	38	27	28	
47	15	31	31	39	39	28	28	
48	16	32	32	40	40	28	29	
49	17	33	33	41	41	29	29	
50	18	34	34	42	41	29	29	
51	19	35	35	43	42	29	29	
52	20	36	36	44	42	29	29	
53	21	37	37	45	43	30	30	
54	22	38	38	46	43	30	30	
55	23	39	39	47	44	30	30	
56	24	40	40	48	44	30	30	
57	25	41	41	49	45	31	30	
58	25	41	42	50	45	31	31	
59	26	42	43	51	46	31	31	
60	26	42	44	52	46	31	31	
61	27	43	45	53	47	31	31	
62	27	43	45	54	47	31		
63	28	44	45	55	48	31		
64	28	44	46	56	48	31		

65	29	45	46	57	49	31		
66	29	45	46	58	49	31		
67	30	46	47	59	50	31		
68	30	46	47	60	50	32		
69	31	47	47	61	50	32		
70	31	47	48	62	50	32		
71	32	48	48	63	50	32		
72	32	48	48	64	51	32		
73	33	49	49	65	51	32		
74	33	49	49	66	51	32		
75	34	49	49	67	51	32		
76	34	49	50	68	51	32		
77	35	50	50	68	52	32		
78	35	50	50	68	52	32		
79	36	50	51	68	52	32		
80	36	50	51	68	52	32		
81	37	51	51	69	52	33		
82	38	51	52	69	53	33		
83	39	51	52	69	53	34		
84	40	51	52	69	53	34		
85	41	52	53	69	53	35		
86	41	52	53	70				
87	42	52	53	70				
88	42	52	53	70				
89	43	53	54	71				
90	43	53	54	72				
91	44	53	54	73				
92	44	53	54	74				
93	45	53	55	75				
94		54	55					
95		54	55					
96		54	55					
97		54	55					
98		54	56					
99		55	56					

100		55	56					
101		55	56					
102		55	56					
103		55	57					
104		56	57					
105		56	57					
106		56	57					
107		56	57					
108		56	58					
109		57	58					
110		57	58					
111		57	58					
112		57	58					
113		57	59					
114		57						
115		57						
116		58						
117		58						
118		58						
119		58						
120		58						
121		58						
122		59						
123		59						
124		59						
125		59						

ロ 教員職員給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に 受けていた号給	昇格後の号給	
	2 級	3 級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1
8	1	1
9	1	1
10	1	1
11	1	1
12	1	1
13	1	1
14	2	1
15	3	1
16	4	1
17	5	1
18	6	1
19	7	1
20	8	1
21	9	1
22	10	1
23	11	1
24	12	1
25	13	1
26	14	1
27	15	1
28	16	1
29	17	1
30	18	2
31	19	3

32	20	4
33	21	5
34	22	6
35	23	7
36	24	8
37	25	9
38	26	10
39	27	11
40	28	12
41	29	13
42	30	14
43	31	15
44	32	16
45	33	17
46	34	18
47	35	19
48	36	20
49	37	21
50	38	21
51	39	21
52	40	22
53	41	22
54	41	22
55	42	23
56	42	23
57	43	23
58	43	24
59	44	24
60	44	24
61	45	25
62	46	25
63	47	26
64	48	26
65	49	27
66	50	27

67	51	28
68	52	28
69	53	29
70	54	29
71	55	30
72	56	30
73	57	30
74	57	30
75	58	31
76	58	31
77	59	31
78	59	32
79	60	32
80	60	32
81	61	33
82	61	33
83	61	35
84	62	35
85	62	35
86	62	36
87	63	36
88	63	36
89	63	37
90	63	
91	63	
92	63	
93	63	
94	63	
95	63	
96	63	
97	63	
98	63	
99	63	
100	63	
101	63	

102	63	
103	63	
104	63	
105	63	
106		
107		
108		
109		
110		
111		
112		
113		
114		
115		
116		
117		
118		
119		
120		
121		
122		
123		
124		
125		
126		
127		
128		
129		

備考 これらの表の昇格後の号給欄中「2級」等とあるのは、その者が昇格した職務の級を示す。

別表第 8（第 3 4 条関係）

休職期間等換算表

休職等の期間	換算率
給与規程第 28 条第 1 項の規定による休職又は公立大学法人青森公立大学職員就業規則（平成 21 年規程第 36 号。以下「就業規則」という。）第 40 条第 2 項の表第 1 号の規定による休暇若しくは通勤(地方公務員災害補償法(昭和 42 年法律第 121 号)第 2 条及び第 3 条に規定する通勤をいう。以下この表において同じ。)による負傷若しくは疾病に係る休暇の期間	3／3
就業規則第 46 条第 1 項第 3 号又は第 4 号の規定による休職(同項第 4 号の規定によるものにあつては、原因である災害が業務上の災害又は通勤による災害と認められるものに限る。)の期間	
専従許可の有効期間	2／3
就業規則第 45 条に規定する介護休業の期間	1／2 以下
給与規程第 25 条第 2 項及び第 3 項の規定による休職又は就業規則第 40 条第 2 項の表第 1 号及び第 4 号の規定による休暇の期間	1／3(結核性疾患によるものである場合にあっては 1／2)
就業規則第 46 条第 1 項第 4 号の規定による休職(原因である災害が業務上の災害又は通勤による災害と認められるものを除く。)の期間	1／3
給与規程第 25 条第 4 項の規定による休職の期間(無罪判決を受けた場合の休職の期間に限る。)	3／3